

大蔵委員会議録 第二一 号

昭和二十八年十一月二日(月曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 浅香 忠雄君 理事 大上 司君

理事 坊 秀雄君 理事 内藤 友明君

理事 佐藤 次郎君 理事 春日 一幸君

理事 山本 勝市君

大平 正芳君 黒金 泰美君

小西 寅松君 吉米地 英俊君

藤校 泉介君 宮原 幸三郎君

福田 繁芳君 本名 武君

小川 豊明君 久保田 鶴松君

柴田 義男君 井上 良二君

平岡 忠次郎君 福田 越夫君

出席政府委員

大蔵事務官 正示 啓次郎君

(主計局次長) 農林事務官(農

林経済局長) 小倉 武一君

委員外の出席者

大蔵事務官 (主計官) 小館 孝次君

農林事務官(農 林経済局長) 久宗 高君

通商産業事務官 (石炭局長) 佐久 洋君

通商産業事務官 (石炭局長) 阿部 久一君

通商産業事務官 (石炭局長) 阿部 久一君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

融公庫総裁 坂口 芳久君

君、内藤友明君及び佐藤次郎君が
理事に当選した。

十月三十一日

農業共済再保険特別会計の歳入不足
を補てんするための財源措置等に関
する法律案(内閣提出第二二号)

昭和二十八年年度における特別徴害復
旧特別会計の交付金の支払財源に充
てての資金運用部からする借入金
金に関する法律案(内閣提出第一三
号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員及び小委員長選任

参考人招致に関する件

農業共済再保険特別会計の歳入不足
を補てんするための財源措置等に関
する法律案(内閣提出第二二号)

昭和二十八年年度における特別徴害復
旧特別会計の交付金の支払財源に充
てての資金運用部からする借入金
金に関する法律案(内閣提出第一三
号)

金融に関する件

○千葉委員長 これより会議を開きま
す。

議案の審査に入ります前にお諮りい
たします。それは参考人の出席要求に
関する問題であります。前回の委員会
におきまして、春日委員より匿名組合
の問題について、学識経験者から意見
を聴取するために参考人として招致し

てほしい旨の申出がありましたので、
委員会散会後の懇談会におきまして御
協議をいたした結果、年末金融対策の
一環としての庶民金融対策について、
参考人より意見を聴取することに決定
した次第であります。本問題につい
て参考人の出席を求むることに御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないようであり
ますから、さよう決定いたします。

なお参考人の選定等につきましては
は、委員長に御一任願いたいと思いま
す。

○千葉委員長 次に、まず理事辞任の
件についてお諮りいたします。本日理
事本名武君、久保田鶴松君の両君から
理事辞任の申出がありました。これを
許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないものと認め
まして、本名武君及び久保田鶴松君理
事辞任の申出をそれ、許可することに
いたします。

次に、理事の補欠選任の件について
お諮りいたします。ただいま理事を辞
任された本名武君及び久保田鶴松
君のかわりに内藤友明君及び佐藤次
郎君を理事に指名したいと存じま
すが、この点御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないものと認め
まして、内藤及び佐藤両君を理事に指
名することにいたします。

○千葉委員長 次に、一昨三十一日本
委員会に付託されました農業共済再保
険特別会計の歳入不足を補てんするた
めの財源措置等に関する法律案及び昭
和二十八年年度における特別徴害復旧特
別会計の交付金の支払財源に充ててのた
めの資金運用部からする借入金に關す
る法律案の両案を一括議題として、ま
ず政府当局より提案趣旨の説明を聴取
いたします。正示政府委員。

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

第二条 政府は、昭和二十八年年度に
おける農業共済再保険特別会計の
農業勘定の歳入の財源に充てるた
め、同勘定の積立金を、同勘定の
歳入に組み入れることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 大蔵省預金部特別会計外二特別
会計の昭和二十四年度における歳
入不足補てんのための一般会計か
らする繰入金に関する法律(昭和
二十四年法律第三十一号)の一部
を次のように改正する。

第二項を次のように改める。

2 政府は、前項の大蔵省預金部
特別会計への繰入金については、
は、後日、同会計(同会計の資
産及び負債が資金運用部特別会
計に帰属した後は、資金運用部
特別会計)から、当該繰入金に
相当する金額に達するまでの金
額を、予算の定めるところによ
り、一般会計に繰り入れなければ
ならない。

3 政府は、第一項の農業共済再
保険特別会計の農業勘定への繰
入金については、後日、同勘定
において決算上の剰余を生じた
場合において、農業共済再保険
特別会計法(昭和十九年法律第
十一号)第六條第二項の規定に
より同会計の再保険金支払基金
勘定へ繰り入れるべき金額を控
除して、なお残余があるときは、

○千葉委員長 これより会議を開きま
す。

議案の審査に入ります前にお諮りい
たします。それは参考人の出席要求に
関する問題であります。前回の委員会
におきまして、春日委員より匿名組合
の問題について、学識経験者から意見
を聴取するために参考人として招致し

てほしい旨の申出がありましたので、
委員会散会後の懇談会におきまして御
協議をいたした結果、年末金融対策の
一環としての庶民金融対策について、
参考人より意見を聴取することに決定
した次第であります。本問題につい
て参考人の出席を求むることに御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないようであり
ますから、さよう決定いたします。

なお参考人の選定等につきましては
は、委員長に御一任願いたいと思いま
す。

○千葉委員長 次に、まず理事辞任の
件についてお諮りいたします。本日理
事本名武君、久保田鶴松君の両君から
理事辞任の申出がありました。これを
許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないものと認め
まして、本名武君及び久保田鶴松君理
事辞任の申出をそれ、許可することに
いたします。

次に、理事の補欠選任の件について
お諮りいたします。ただいま理事を辞
任された本名武君及び久保田鶴松
君のかわりに内藤友明君及び佐藤次
郎君を理事に指名したいと存じま
すが、この点御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないものと認め
まして、内藤及び佐藤両君を理事に指
名することにいたします。

○千葉委員長 次に、一昨三十一日本
委員会に付託されました農業共済再保
険特別会計の歳入不足を補てんするた
めの財源措置等に関する法律案及び昭
和二十八年年度における特別徴害復旧特
別会計の交付金の支払財源に充ててのた
めの資金運用部からする借入金に關す
る法律案の両案を一括議題として、ま
ず政府当局より提案趣旨の説明を聴取
いたします。正示政府委員。

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に関する法律案

当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

3 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二項を次のように改める。
政府は、前項の繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

4 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第二項中「予算の定めるところにより、」を削る。

昭和二十八年年度における特別被害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てられる資金運用部から繰入金に関する法律案

昭和二十八年年度における特別被害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てられる資金運用部から繰入金に関する法律案

大水害によりすみやかにその復旧を行う必要を生じた特別被害（特別被害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第七十六号）第二條第二項に規定する特別被害をいう）に係る同法第二十七條の規定による交付金の支払財源に充てられるため、同法第二十三條第三項の規定にかかわらず、特別被害復旧特別会計の負担において、資金運用部から一億二千万円を限り、借入金を行うことができる。

2 特別被害復旧特別会計法（昭和二十五年法律第七十一号）第三條の規定にかかわらず、前項の規定による借入金は、特別被害復旧特別会計の歳入とし、その借入金の償還金及び利子は、同会計の歳出とする。

3 第一項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

4 政府は、第一項の規定による借入金については、後日、特別被害復旧特別会計から、その償還金及び利子に相当する金額を、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○正示政府委員 ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
昭和二十八年年度におきましては、風水害、冷害等が相次いで異常に発生し

たしましたため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加し、多額の歳入不足を生ずることが予想されるのであります。これがため、昭和二十八年年度において一般会計からあたり八十五億円をこの会計の農業勘定に繰り入れることができるとし、また、農業勘定の積立金を昭和二十八年年度における同勘定の歳出の財源に充てられるため、その歳入に組み入れることができることとしようとするものであります。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、将来この会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を除き、剰余を一般会計に繰りもどさなければならぬこととしたしております。

以上がこの法律案の提出の理由であります。

次に、昭和二十八年年度における特別被害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てられる資金運用部から繰入金に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
特別被害復旧臨時措置法の規定に基づきまして、すでに特別被害の認定をいたしました家屋のうち、本年六月及び七月の大水害により緊急に復旧する必要が生じたものににつきましては、本年度内に被害の復旧工事を実施いたしましたとして、この会計の負担において資金運用部から一億二千万円を借り入れようとするものであります。これがこの法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ御案につきまして、御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○千葉委員長 これより右両案及び金融に関する件を一括議題として質疑にまいります。質疑は通告順によつてこれを許します。

なお本日御出席の政府委員といたしましては、正示主計局長、並びに説明員といたしまして主計局の小龍孝次君、農業保険課長の久宗高君及び中小企業金融公庫の坂口総裁が出席しております。井上君。

○井上委員 まず農業共済再保険特別会計に関連をいたしまして質問をいたすのであります。二十八年年度の風水害、冷害等による農業被害の今日までわかつております被害総額及びそのうち政府がさしあたり負担をしなければならぬ全体の金額はどういうことになつておりますか、それを御説明願ひたいと思ひます。

○久宗説明員 二十八年年度におきます農業災害補償法関係における災害に対する支払の見通しでございますが、お手元に昭和二十八年年度農業共済再保険特別会計農業勘定収支推定額調というのを差上げてございます。これに従ひまして御説明いたします。まず総額について申し上げます。水稲、陸稲、夏秋麦につきましては、まだ確定的な数字ではないわけでありまして、現在損害評価が進行中でございますので、麦と春麦につきましては、すでに金額は一応確定しているわけでございます。これに基づきまして大体の推定をいたしますと、一番上にAと書いてござい

ますのが、未端におきます支払共済金の見通しでございます。すなわち陸稲、水稲、麦、春麦、夏秋麦を合せま

して大体三百四十四億程度になるうと考へられるわけでありまして、これに対する支払い保険金は、Cの段のところにその数字を書いております。共済金の割に相当いたします。これが約三百十億でございます。Dのところへ通常標準被害額と書いてござい

ますのは、これは国の方の責任に係るの、すなわち連合会の責任になる分でございますが、これが六十三億ほどでございます。政府の再保険金支払いの見込額は二百四十六億程度になるうと考へられるわけでございます。これに對

しまして再保険料の持ち手が六十一億でございますので、本年度限りについて申し上げますと、支払いの不足額は政府再保険特別会計におきまして約百八十五億と推定されるわけでございます。

○井上委員 ただいまの説明によりまして、まだ水稲、陸稲においても目下損害査定中で、正確な数字が明らかでない、さしあたり推定される分が三百四十四億というお話でございますが、そこで問題は、政府が現在まで推定しておられます内容は、大体東北地方の冷害を中心とした推定がおもでないか。特に西日本の台風十三号の被害による査定はまだ十分でないのではないかと、こういうふうな考へてさしつかえありませんか。

○久宗説明員 ここに掲げましたのはもちろん推定でございますので、確定数字ではございませんが、この予算の積算をいたします際までに入手し得る客観的な資料を一応全部関連させて考えまして、推計いたしましたわけでございます。従ひまして十三号台風の問題ももちろん盛り込んでおるわけでございます。ただ繰返して申し上げますように、

最終的な確定は、損害評価をまつてきまるわけでございます。

○井上委員　そうしますと、最初政府では百三十億を一般会計から繰込むという案を出して来て、ただいま御説明にありましたように、昨日予算修正において八十五億にこれを削った。そうしますと、全体のわくがまだこれからどん／＼ふえて行くところへもつて来て、しかも昨日修正されて百三十億を八十五億に減ずる。そうすると実際支払いは具体的に一体どうなるか。本払いでありますか、これは全部仮払いになつていく金ですか。その点はどうなんですか。

○久米説明員　繰入れが八十五億になりました関係で、ただいま申し上げました資料の下に、一応不足額が百八十五億もありました場合にどうなるかという数字を掲げてございませう。その前に百三十億という問題が出ました際の基礎資料といたしましては、百八十五億という不足金が出ますが、水稲のところだけをあらわになつていただきますと、もとの共済金額が千七百億近い金になりますので、推定のパーセントは少し動きましても、そこに若干の差は出るわけでありませう。その場合も相当大きな金額になるわけでございます。従いまして、当初は百八十五億という推定が一応立ちますが、そのうち一応最低額を見るときで、二十五億ほど引きまして、これを最低額と考へまして、百六十億をもとにして計算しております。それに対して、さらに特別会計の基金が二十五億あり、また特別会計の積立金を五億これにまわすことができまうので、百三十億あればよろしいという

ことになつたわけでございますが、それがさらに四十五億減りましたので、もし百八十五億という数字が出るという案と、さらに七十億の手当が必要になるわけでありませう。そこで今回の補正におきましては、八十五億が受入れされておりますが、あとの七十億につきましては、融資等による裏打ちが必要になつて参るといふことが考えられるわけでありませう。ただ御質問にございまして本払いにするのか、仮渡しをするのかという問題でありませうが、この問題につきましては、早場地帯を中心にしたしまして、いわゆる冷害地帯、つまり東日本につきましては、十二月までに本払いができるように諸般の事務を進めております。それから西日本につきましては、刈取りの時期もそれから若干遅れますので、旧正月までに本払いをいたしたいというわけで事務を進めておるわけでありませう。しかしながらこのあとの手当との関連におきまして、本払いと仮渡しと併用して参るような必要も生ずるかと思へております。

○井上委員　そのうち特に仮払いをするという予定の金額はどれくらいになつておりますか。関東、東北は十二月に本払いをすることに、こういうのだから、関西の方は旧正月というところでは来年のことになりますから、それまでに現実に収穫皆無の地帯がたくさん出ております。それらの地帯は、政府の営農資金借出しまでの間にいろいろ事務手続その他非常に遅れて、なか／＼実際上金が入らない。ただ農業災害による仮払いを非常に切望しておる今日、これは具体的にいつごろになつたら払えるか。それとも全体の金額はどのくらいになつておるか。ただいま私どもに示しております全体の推定の中で、西日本の災害に基く被害額のうち、わかつておるものはどのくらいで、そのうちどのくらい八十五億の中から仮払いに充てようとするか、これを伺いたい。

○久米説明員　先ほど御説明申しました残りの要手当七十億についての融資の具体的な方法につきましては、まだ確定いたしておらないわけでありまして、いろいろ／＼な方法があると思へております。ただ予算といたしましては、特別会計が直接借りるという形でない場合も、不測の場合起り得るという考へ方のもとに、利子補給の問題を別に予備費の方で考慮しておるわけでありませう。お尋ねの、特に西日本関係の仮払いの問題であります。これにつきましては、六月以降十三号台風まで含めまして九割以上十割の被害、特に流出埋没といつたものにつきましては、六月以来仮渡しをやつて参つたわけでございます。特に十三号台風につきましては、仮払いというよりも、すぐに概算払いという処置をいたしまして、これを十一月の半ばまでに全部支払つてしまいたいと思へております。これは目下進行中でありまして、約十五億が見込まれております。これは八十五億の方には間接には影響いたしますが、現在の手持ちの保険料で支払つております。それをいたしておきまして、あとの一般の損害農家ににつきましては、旧正月までに本払いに持つて行きたい。ただその場合に、財源の関係で形式が仮払いという形になり得るというところを申し上げたわけでありませう。

○井上委員　そうすると、概算払いをやりましたのは、基金二十五億のうちから出しておるのでございませうか。

○久米説明員　概算払いをいたしたものは、主として麦と、それから水稲の今の十割以上の被害といふことになつたわけでございますが、この財源は、麦につきましては、むしろ麦の保険料を充てました上に、基金を食つて出しておるわけでありませう。水稲の方につきましては、水稲の再保険料の手持ちの中から、概算払いで支払つておるわけでございます。

○井上委員　そこで問題は、七十億を融資に求めるといふのですが、これはどこから求めるのですか。

○久米説明員　融資の先の問題につきましては、現在のところまだどの会計から、たとえば特別会計から直接借入れるかどうかという問題につきましては、きまつておらないわけでございます。ただ場合によりまして、財源の關係から特別会計が直接借りられないという場合もあり得るという見通しのもとに、他の金融機関から借りて仮払いという形でやつて、特別会計から直接支払いをしないという建前も考へられますので、その意味の利子補給を別途予算で組んでおるわけでありませう。

○井上委員　そうすると、この七十億は、今後またこれからふえると思へますけれども、これは次の第二次補正予算なり来年度予算等で正式に予算化するということになりますか。

○正示政府委員　御承知のように、今回の補正予算は提出直後に修正をいたすことに相なりまして、井上先生急に急所をついて参られましたので、その点を私から申し上げますが、そういう次第でありまして、ただいま保険課長

が申し上げましたように、七十億につきましては、実はいろいろ／＼とこれから具体的に金繰りを検討いたすことに相なるわけでありませう。まあ私どももいたしましては、できるだけこういう経費の性質でございませうので、預金部資金その他も充たいたすというところで努力いたしたいと思つておりますが、万一の場合には、ただいま保険課長が申されましたように、市中金融というふうなことも考へなければならぬというふうな点もあわせて考慮しておるような次第でございます。さつそくこれを次の補正予算なり来年度予算に組むかというところでありませうが、これは建前といたしまして、いずれは一般会計でこれを組むことにつきましては、もとより問題はないのでございませう。ただその時期の問題でございませう。これにつきましては、全体の今後の財源その他にもらみ合せまして、今後慎重に研究をいたしたい、かように考へております。

○井上委員　この七十億は、一応本日の推定で七十億と言われておりますが、実は西日本の台風十三号の被害が具体化して参りますと、もつと数字はふえて来ると思へますのでございませう。そこへもつて来て、今御説明を伺いますと、関東方面は十二月中に何とか本払いを始めたい。これに伴つて西日本も旧正月から本払いを始めたい、こういうことになると、この七十億がさらに百億から百二十億というふうになつて行くかと思へますが、その場合の予算的、資金的処置が今のところまだ不明確だ、こういう御説明でございませう。それでは一体本払いはできないことになるんじゃないですか。具体的に

に資金的、予算的処置ができずにどうして本払いをやるかというのですか。具体的にはどうやるかというのですか。それを御説明を願いたい。

○正示政府委員 全体のやり繰りの問題でございますが、もとよりこれを政府の責任においてやることにつきましては、間違いないのであります。ただこの際通常の場合のように、預金部資金で幾ら／＼というような御説明を御要求なのでございますが、その点につきましては、全体としての計画をまだここで申し上げられない。しかしだいたい先生御心配のように、支払いがこのために滞滞を来すんじゃないかという点につきましては、私どもはそういうことのないように、極力最善を尽したい、こういうふうに考えておる次第であります。

○井上委員 昨日の大蔵大臣の予算委員会の答弁と一緒に、事務当局がそういう考え方は、はなはだ迷惑しています。大蔵大臣は多少政治的な答弁をされてもいいですけれども、事務当局としては、現実に農林当局では、今度の災害による農家の深刻な被害を何とかこの面でも救済をしてやりたい、だから普通の年の農業災害と違つて、本年は非常な深刻なものがあつたので、すみやかなる農業保険による救済をやりたい、こういうことでせつかくの努力をしておるが、さてその資金的、予算的裏づけはまだ一向見当がついてない、これではまったく農民をして失望さすだけであり、またその事務を農林末端において言ひつゝ、これは、実際の農民に対して言ひつゝ、かないのです。そのこと自身が農業共済制度に対する不信を高めて、また政府の

やつておることについていろいろな批判が起つて来る大きな原因になつておるのであります。だからあなたとしては、まだそこまで相談をしないで、これから以上答弁ができぬといふばそれでは済みませんけれども、この点については相当御検討を願つて、すみやかに第二次補正予算なり、または本予算で十分これに対する所要の予算額を計上できるような処置をおとり願いたいと思ひます。

特にこの際これに関連して伺ひますが、昨日も予算委員会でも問題になつておりましたが、御存じの通り、政府の方では、大休本年度災害を千五百五十六億で、四十六億で、次に押えて、これを初年度三割、次年度五割、その次が二割、それで行きたい。ところが今年正ではできない、あと金融によつて百四十四億をやる、この金融は預金部資金をまわす、こういうお話でございます。そこで昨日も問題になりましたように、これはあなたの方の専門的所管ではないからわからぬといふばそれでおしまひですけれども、一体預金部資金の全体の帳じりが百二億くらいしかないといふときに、百四十四億をかかえ込んで、さらに七十億をかかえ込むといふことになると、実際預金部資金の運用によつてそういう金融的な操作ができることになりませんか。その点予算編成の責任者であるあなたとしてはどうお考えになりますか。

○千葉委員 ちよつとお諮りいたしますが、同時に理財局長を呼んで、この問題をもう少し掘り下げて御質問になつた方がいいと思ひますし、今呼ん

でおりますから、さう御了承願ひます。——それでは後ほど理財局長からお答えすることになります。井上さん、質問は次にまわしてよろしゅうございませうか。

○井上委員 その問題でもう一点だけ聞いておきますが、大休農林当局として、ましては、今年度の損害査定最終結果はいつごろつく予定ですか。それが大体見込まれませんか、第二次補正予算に対する要求も、また本払いに対する対策も具体的に立つて来ないと思ひますが、各県に対して、いつごろまでにその損害査定の全体の要求を本省でまとめようとしておりますか、これを伺ひたい。

○久米説明員 これは事務的なことになりませんが、東日本につきましては、先般関係者に全部集まつていただきまして、実際の手続が可能かどうかをお伺ひした上で、十一月二十日まで、県段階までの数字をおまとめ願つて、それを本省の方に御連絡願うように進めております。西日本につきましては、刈取り時期がそれから若干ずれますので、これは十一月の下旬ないし中旬に会議を開きまして、さらに県別の手続完了の確認を得た上で処理いたしたいと思つておりますが、そのきまりますのは、おそらく一月に入ると考えられます。

○井上委員 そんなに時間がかかるんです。第二次補正に間に合わないじゃないやありませんか。現実にはあなたのかかえておる会計の中には赤字が出て、一般会計から繰込みを願わなければならぬ金額があと百億を越すのじやないか、現在八十五億を繰入れてもらつても、さらに百億を越さないかとわれわ

れは推定をしておる。そういう一つの推定がされる場合に、であなたの方の査定が遅れて、補正予算で大きな予算的処置ができないという場合の責任はだれが持つのですか。

○久米説明員 その前段階の方にお答えいたしますが、そういう場合を想定いたしましたして、特別会計にも基金勘定があるわけでございまして、基金勘定の額が十分であればこのような事態に対処できるわけであります。通常の年であればそれで済んだわけであります。が、本年のような超異常の災害に對し、基金の二十五億ではその機能が果し得なかつたと思ひます。

○井上委員 基金勘定、基金勘定と言つておるけれども、そんなものはわずかしが金がありやしません。ほとんど仮払いで使つてしまふことになると思ひます。だから実際の本払いをやります場合の予算的措置を大蔵省に折衝するにあつて、あなたの方が災害の損害補償の国庫負担分なり、特別会計の繰入れの最低額というものが最後の決定される必要がやないか、それを土台にして予算化することがほんとにはないかと思ひますので、この作業が遅れても、第二次補正予算は遅くも十二月中旬には提出されるようなことにならうと思ひますが、それが手遅れになつたら、一体事後措置はどうするのですか。

○久米説明員 ただいま損害評価の額が決定すると申しましたのは、厳密に申し上げたわけでありまして、西日本につきましても、十一月中には刈取りが終るわけでありまして、他の作報その他の資料もそれと並行して進行いたしたすので、農林省といたしましては、全

体の支払いが大体この見当という数字が今出しておりますよりも少し明確な形で固まるのは、十二月中にはもちろん固まるわけでありまして、ただ末端から一筆ごとに評価したのとそれがびつたり符合するということは申し上げられないわけでありまして。

○井上委員 それからもう一つ聞いておきますが、正示さんは七十億に對して何か予備金から利子補給をするという話ですが、全部利子補給をされるだらうと思ひますが、その予算及び法律は一体どこへ出ておりますか。

○正示政府委員 先ほど保険課長から申し上げましたように、今度の農業共済再保険特別会計につきましては、まず一番健全と申しますか、確実な資金の調達方法としましては、これを一般会計から繰入れるという方法があつたのであります。が、いろいろの関係で、まあ七十億だけは金融措置ということに修正になつた。そこで金融措置の場合に、特別会計がまづすぐ金融を受けるといふことになりまして、やはり預金部というのが一番常識であり、健全な方法かと思ひます。しかしこの会計の支払いの關係は、御承知のように一方連合会というもう一つの機関があるのであります。これは先生御承知の通りであります。そこで連合会が市中から金を借りる場合には、この連合会に對しまして利子補給するといふ手が一つ残されてゐるわけでありまして。その關係は、別途今回修正によりまして御承知のように、災害対策予備金が増額になりますので、その予備金をもつて場合によつたら措置をする、こういうような一応の考え方ができる、こういう意

味で先ほど保険課長が御説明申し上げたのだと考えます。

○井上委員 それは非常に大事なことを聞きました。そうすると各単位の連合会で、かりに政府の予算の最終的な算定が非常にひまどというところから、単位の各県の連合会が当該の被害額が大体このくらいの見通しだ、従って政府からめんどろを見てもらうのはこのくらいの額に達すると推定されるというところから、その八割なら八割、七割なら七割を市中銀行から、政府が当然その損害保険をやつてくれるというところから借りることは政府は許しますが、市中銀行から連合会が借りることを許しますが、利子はあなたの方で補償する、こういうことになれば、それをひとつ御答弁願いたい。

○久米説明員 ただいま連合会が借り入れると申したのでありますが、事実その通りであります。金融の筋から申しますと、御承知の通り農業共済基金というものがございまして、基金の資金が十分であれば、連合会が保険金支払いのために必要とする資金は借り得るわけでございまして、もしそういう方法をとるといたしますと、農業共済基金の資金手当をいたします。基金から連合会に不足金の部分を貸しつけるといふ形になるわけであります。それは可能だと思ひます。

○井上委員 その今のあなたの御説明は、今までやつていたやり方です。基金から、政府から資金を仰いで各連合会に資金のあつせんをするというの、今やつていたやり方です。今正示さんの御説明によると、連合会が市中銀行から融資を仰ぐことができる、その場合利子は国が補給する、こういう

お話ですから、連合会の基金があれば問題がありません。農業共済基金会計にこれら各連合会に融資するだけの基金を持つておればいいのですけれども、ほとんど持つていない。従つて各県連合会が当該の市中銀行と談判をして、いづれ共済保険金が払われるから、それを目当にしまして、一時その金を借りて農民に支払う、その間の利子は政府が補給する、こういうことにした方が最も手取り早いし、それが許されるかどうかというのを聞いておる。今あなたの説明されたのは、今までやつておるやり方であるが、正示さんが説明されたのは、新しい考え方についておる。そこに食い違いがある。

○久米説明員 ただいまのお尋ねでございますが、ここで今考えております利子補給の問題は、本来の連合会の責任部分でない、つまり国の責任になる部分につきまして、再保険から直接支払ひができません。しかし額がもう少しつていけるという場合、連合会の責任部分を越える部分を連合会が借りなければならぬという形になります。その関係の利子補給をしようというところであります。本来の連合会の責任部分の不足金の借入につきましては、従来基金との関連で処理しておりましたと同様な方法によつて処理をいたしたいと思ひておるわけでございます。

○井上委員 そうすると、正示さんの今お話になつたことはだめですか。それから農業保険課長は、せつかく大蔵省がそこまで親心を持つておるのに、それをうまくつかまにやいかぬ。それをつかまぬと、今まで通りのやり方で行つたのではとてもひまがいつても

にならぬ。私の言つておる当該連合会が、当該管轄において当然国庫負担となるべき損害額が出て、その七割なら七割を市中銀行から保険金支払いに借りる。その場合その金に対する利子は政府が補償する、こういうのであるから、そうしておく方が手取り早い。あなたの言うように、共済基金に政府から金融をあつせんしてもらつて、それをまたやるなんて、なか／＼ひまがいつても間に合はぬ。

○正示政府委員 私の答えが簡単にすぎた点があつたかと思ひます。であります。最初に申し上げましたように、でき得る限り預金部資金でやりたいという考え方がかりにはないのであります。この点あとで理財局関係の者が参りまして、預金部の関係を御説明申し上げると思ひます。私は、そういうことに努めましてもおどろいても足りないような場合には、ただいま保険課長の言われたような点を多少端折つて申し上げたのであります。農業共済基金をして連合会に金融させるといふふうな道がある、こういうふうに申し上げた方が正確かと思ひます。しかしながら私どもとしては、最初に申し上げましたように、ただいまのところ、まだ預金部で全部できないというふうにも考えておるわけではございません。この点は預金部資金をよく検討いたしまして、今後決定いたしたい、こういう趣旨でございます。

○井上委員 最後に正示さんにお願ひをしておきたいのですが、ただいま保険課長の説明を聞いておりました、とて実際に作業が非常に遅れまして、とて第二次補正を国会に提出するまで

に、本年の災害査定全体が予算上に計算される金額が出て来ないことになるかも知れません。しかしながら大体推定はつき得ると思ひますから、ぜひとも第二次補正で次の分を予算化することに努力してもらいたいと思ひます。その心構えがありますか。これから足らぬ分を第二次補正に載せる腹構えを持つておるのか、どうですか。

○正示政府委員 私どもは、腹構えとおつしやられますと、一事務屋でございますので、方針によつてこれはやつて行くことにはかわりはないのであります。しかし、かきわめて事務的に考えましても、最初に申し上げましたように、最も健全なやり方、また支払いの円滑、迅速を期するといふ意味におきましては、これを一般会計が繰入れることが正しいというやり方につきましては、すでに政府の原案においてもそういうふうになつておつた点によつても御了承願ひをしたいと思います。ただ第二次補正に必ずこれを計上するかどうかという点になりますと、これは全体の財政のやりくりの問題になつて参ります。私どもとしては、事務的にはそういうことも考えられますが、方針の問題は先先生御同情をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○井上委員 えらいくだいようですけども、これは法律に規定してありますから、あなたが法律をないがしろにするなら別です。それなら法律の修正をして、全額負担はできぬから、もうちよつと安くせよとかなんとかいう修正案をあなた方が政府提案で出したらいい。国会が承認するかしないかは別

として……。そういう手続をせずに、法律によつて規定されて、毎年それが行われているものを、例の財源の関係から、別に全額利子補給をしてまで金融にたよるといふ行き方は、どうもわれわれ納得できないから、これは第二次補正予算の場合、あなたが一番詳しくよく知つておるから、計上してもらふように私は要求しておきたいと思ひます。

○千葉委員 柴田義男君。ちよつと申し上げますが、先ほど政府委員といひまして、通産省石炭局長の佐久洋君並びに通産省の石炭局鉱害課長の阿部久一君も出席されておられますから、こちらに対する御質問もこの際お願ひいたします。

○柴田委員 今のお答えでございます

が、私の今御質問申し上げておりますのも、保険を対象としての金額でございますから、その点をお知らせ願いたい。

○久米説明員 最終的な数字がまとまります場合には、災害の種類別の数字がとりまとめられるわけでございますが、現在ここにお出ししてありますのは、そういう災害が全部競合いたしましたのが収量の上にとり現われるかという数字でございますので、災害としての数字は表示してないわけでございます。これは、たとえば冷害と病虫害とが競合した場合とか、いろいろな場合を含めまして、水稲では幾ら、陸稲では幾らというような数字をお示ししたわけでございます。

○柴田委員 この資料をいただいております被害の状況と申しますのは、何月何日ごろの現在のものでございますでしょうか。

○久米説明員 一応数字で申し上げますと、十月五日の数字ということになります。これは参考に出しました作報関係の資料につきましては、十月五日ということでございます。ただその基礎になつておりますのは、作報の数字だけではなくて、各連合会から中間的に報告していただいたもの、また私どもの係官が現地に参加して個別に見たもの、そういうものを全部集計それと検討いたしました数字をつくられたわけでございます。従つてその以後の正確な数字が繰り込まれてないじやないかという御質問もあろうかと思ふのでありますが、そういうものも、推定の中に含めて推定を立てておるわけでございます。

○柴田委員 今の御答弁で、十月五日

を基準といたしまして、そのほかのいろいろな資料を繰り込んだという御説明でございますけれども、この水稲のごときものは、実際表面見た場合と刈りとつたあとの状況とは非常に相違があるのであります。これは現実の状況であります。おそらく被害の状況はこれから相当上まわるのじやないかというのをわれわれは想像しなければなりません。こういう状態におきまして、今の八十五億というような保険の支払額を算定いたしますことは非常に危険じやないか、こう思ふますが、これに対するお考えはどうでございますか。

○久米説明員 先ほどもお話ししたように、各県別に具体的に當つて参りました数字の金額は、被害率が、たとえば水稲で申しますと一五%見当になるという数字を示しておりますが、もちろん一応県別の内訳はあるわけでございまして、それによりまして検討していただいておりますが、もちろんこれよりも下まわる場合もございまして、上まわる場合もございまして、一応私どもはいたしましては、事務的には八十五億見当の数字になるだろうと推定しておるわけでござい

○柴田委員 そういたしますと、この百三十億を、現在の予算上の措置といたしまして八十五億としなければならぬ、こういうことであるから、農産災害保険に關しては、こういうような非常な減額をして支払わなければならぬということになりますと、将来冷害あるいは風水害等によつて農民が現実被害を受けた場合に、政府

に對する非常な不信を持つてはないか、信用をしないではないか、こういうような關係があると思ふますが、これに對しましてどのような説明とどのような方法をもつて減額された保険金の支払いに充てるか、どう説明を農民に与えるか、これを承りたいと思ひます。

○久米説明員 ただいま減額というお話があつたわけでございしますが、そういうことではないのでございまして、農民の方には保険金の支払いの責任がございましては保険金の支払いの責任があるわけでございまして、もちろんそれは支払う。ただその支払の方法につきましまして、ただいま大蔵省の方から御説明がございましたようにいろいろの方法があるわけでございしますが、實際農民が取得すべき利益そのものは、いづれかの方法で確保されるわけでございまして、財源がないから支払いをしないという問題ではございませ

○柴田委員 最終的には支払いの義務はもろもろあるのだが、現在予算的措置としてできない。それではどういう方法をもつて最終的に支払うか、こういう点を大蔵当局から承りたいと思ひます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。先ほど井上先生にお答え申し上げました通りに、最も健全なやり方は、いきなり一般会計から繰入れることであるという点については、その通りでございますが、諸般の關係から、一応今回はその分を八十五億というところにいたしまして、残りはいろいろの基金を充当するとか、積立金を充てるとかいうふうな諸般の手を講じまし

て、なお今回補正予算に計上いたしましたものとの差額が四十五億、ただいま農林省から出されました資料によりますと七十億、こういうことになつておるわけであります。私ももとしましては、これを特別会計に對しまして、預金部から金を貸すという方法がまず考えられる。これが、一般会計から繰入れる方法の次に健全な、また常識的な方法かと考へるのであります。しかし先ほど井上先生から御質問のありました通りに、預金部で万一できないような場合もあるのじやないか、あるいはまた、ただいまの柴田先生の御趣旨もそうであるかと思ふのであります。が、支払いを一層迅速にすることが非常に必要であるという關係もあるかと思ひます。そういう場合におきましては、さらに共済基金が金融をつけるという道もあるかと思ふのであります。いづれにいたしまして、それらの方法を総合的に講ずることによりまして、支払いの遅延を來すことのないようにいたしたい、これが私どもの目下考へておるところであります。ただいま申し上げたやうないろいろの方法を講じて、完璧を期して行きたい、こう考へております。

○柴田委員 今の大蔵当局の御親切な御説明はわかるのでございしますが、けれども、現実の問題として、農林省の保険課の方でそういう迅速な措置をおとりになる御用意ができておりましたかどうか、もう一度承りたいと思ひます。

○久米説明員 支払いの前にももちろん損害評価が確定する必要があるわけでありますので、この關係の指示は、東日本につきましてはすでにいたしてお

ります。西日本につきましては、今のこの予算の問題との関連いたしました見送つておつたのであります。大体これと関連いたしました、十一月月上旬ないし中旬にさらに指示をいたしたいと考へております。損害評価の方は、例年によりますと非常に遅れるわけでございしますが、本年におきましては、早期支払いとの関連におきまして、事務的にできるだけ詰めて、しかも正確なものを出したと考へておるわけであります。

○千葉委員 山本勝市君。

○山本(勝)委員 だん／＼承つておりました。感ずるものであります。いまさら申し上げるまでもないことでは、さういふ、異常の災害が來て、これは特別な年でありますけれども、從來からもうこういう關係のものはもうむだだ、やめてもらいたいというやうなことを農民自身から陳情して來ておるところもさういふあつたわけであります。實際問題として、保険としての一般の条件といひますか、統計的な基礎といふものがなく／＼きめにくいというところに、生命保険のやうな永年正確な統計を持つておるものとは比較にならぬ困難さがあると思ふのであります。けれども、しかしこういう災害ごとにこの施設があまり役に立たないで、特別に災害対策といふものを国会でやかましく議しなければならぬ。結局こういう災害に對するふだんからの設備では、そのうちのほんのちよつぱりした役割を果すにすぎないというやうなことを、こういう大災害のときには根本的に考へてみなければならぬのである。もしこういうふうなときに、な

お事務上の手続が遅れるとかなんとかいうことで、せつかくふだんからそういう場合に備えるためにつくつた施設があまり役に立たないで、臨時に災害対策あるいは冷害対策とかいうことで国会で議した方が役に立つて、常設的な災害施設はあまり役に立たぬというようなことになる、いよくもうこういうものはやめてしまつて、災害の起つたときに特別に議した方がよいということになりはしないかということ、先ほど来の話を聞いておつてなご感ずるのではありません。ですから、ふだんはもうやめてもらいたい。こんなものは掛金はかり出して、いらぬからもうやめてもらいたい。何でも新聞で見ると、千葉県などでは解散の決議をしたというようなことも聞いておるわけでありませう。私どもの選挙区でも、この災害の前でありませうけれども、脱退できないものかというようなことを言つて来ておる町村はたくさんあつた。ですから、こういう異常の災害があつたために、かえつてこういう施設があつておるというところになつて、この保険制度を見直したというふうには農民がなるように努力したい、やはりこんなものは役に立たない。それよりも別に国会で対策費をとつて、やつてもらつた方が役に立つたというところにならぬように御考慮願ひたい。もちろんこういう大災害に対して、この保険制度だけで対処できないことは申すまでもありませんが、やはりこういうものがあつてよかつた、もうやめてもらいたいなどと言つておつたのは間違ひであつたというふうには、この機会にひとつ農林当局も大蔵省等でもよく研究してもらいたい。

い。それだけ申し上げておきたい。
○春日委員 議事進行について。別の法律案で特別被害復旧特別会計の災害復旧のための交付金の財源をいかに考慮される法案を上程されておられますが、それについては、ただいま並行審議されております農業災害の場合の補填金と同様に、どの程度の被害があり、しかも大臣がこれをどういうぐあいに認定しておるか、やはり法律に基いての申請の状況、それから認定の結果並びに特別会計の資金の状況がどういふぐあひであるか、これを資料として提示しなければならぬ、は審議することはできません。従つて農業保険課から提示されておりますのと同じような資料を、あわせてここに御提出をお願いしたい。

○佐久説明員 大体私の方で調査いたしました資料がございまして、後刻お手元に差上げたいと思ひます。

○福田(越)委員 ただいま参りましたので、お尋ねが重複しておりましたらお許しを願ひます。

私が伺ひたいのは、今度にかに三党政策協定に基いて、百三十億円という不足補填額を四十五億円減らしておられますが、これは次の臨時国会において提案になる御趣旨で減らしたのであるか、それをまず伺ひたい。

○正示政府委員 ただいまの福田委員の御質問は、先ほど来井上委員、柴田委員からも御質問がございまして、お答えを申し上げたのでございしますが、最も法律に忠実に、しかも財政政策からいいますと、一番健全なやり方は、一般会計から繰入れることであることはもとより間違ひないと思ひますが、諸般の事情によりまして、一億四十五

億円だけはこれを減額いたすことになつたのであります。従ひまして、この次の補正予算に組む、含みかという御質問でございしますが、この次の補正予算につきましても、いろいろの問題がなおございまして、それらについて慎重検討中でありませう。もとより法律の定むるところによつて、いつかはこれを組まなければならぬことは当然であります。それは早いほどよいということも間違ひないのではありません。そういう趣旨でいろいろ検討いたしておりますが、必ずこの次の補正に組むというところまでは、ただいまのところ言明いたしかねる次第であります。

○福田(越)委員 政府原案によりまして、支払い再保険金の支出総額が二百二十一億円、これがその後検討した結果であるか、あるいはその他何か事情があつて四十五億円減らしたのか。その減らした事情を承りたい。

○久米説明員 今の二百二十一億円というお話が出ましたのは、私どももいたしましては、二百四十六億という数字を検討したのでございしますが、ただ先ほど申し上げましたように、まだ確定的な数字ではございせんので、そこに若干の振れがあるということ、で、予算の際には下の方に振れをのみまして二十五億ほど引いたわけでございます。それを最低の額として、それを基礎にして計算いたしましたので、そういう数字になつたのであります。

○福田(越)委員 そうすると、百三十億円の基礎はわかるのですが、百三十億円にならざるを得ない、それをさらに四十五億円減額するといふ理由がわからない。しかも政府の説明によりまして、二百二十一億円というものは見

通しによる最低の数字で、まだふえるかもしれないという説明です。それを急にそういうふうにお減らしになるというところはどうか納得が行かない、この点お伺ひたい。

○正示政府委員 先ほど保険課長が申し上げました二百二十一億という数字が百三十億の積算の基礎でありまして、この二百二十一億から保険料、再保険料、それから支払基金勘定、積立金勘定を引きましたのが百三十億になつた。そこで百三十億をいきなり一般会計から繰入れるのが原案であつたわけでございますが、その保険の要支払額というものはなお今後移動がある。それはあるいはふえるかもしれない、減るかもしれないという両方の移動の要素があるといふことを申し上げたわけでありませう。しからばなぜにそれを八十五億に減額したかという御趣旨であります。これは私が申すまでもなく、福田先生つとに御承知のようないと思ひます。

○千葉委員 本日は中小企業金融公庫の総裁坂口君が御出席になつておられますので、年末金融に対する質疑を進めたいと思ひます。本名君。

○本名委員 坂口総裁に、二点お伺ひたい。地方の中小企業の金融に対して、発足日が浅い公庫ではございしますが、経済界の異常な動きに對しまして、中小企業に対する金融対策を、二伺ひたいと思ひますが、その前に、やはりこの間の委員会、中小企業金融公庫が各地方に資金のわくを設定している。そのわくを設定する基準はどうかというのを銀行局長に伺つたのであ

りますが、局長は、立場上かもしれませんが、まことに抽象的なものをさしをもちきめられたという御答弁があつたのですが、一応事務的に直接当面の責任者である総裁は、この資金わくを、根本的にどういふふうにか考へてきめられたのであるかといふことを、一度参考にお伺ひたいと思ひます。

それから冷害、水害は、ひとり農業者、あるいは直接罹災者だけに金融難を招致したのではなくして、それらに関連のある、特に農村あるいは地方市街地における中小商業者に影響した点は、非常に大きいことのように考えられます。特に農村を中心とした地方の市街地の商業者は、農村みずからがそれらの相当機関によつて、肥料を初めあらゆる農業資材、あるいは生活必需品といふものの購買を行つておられますが、そればかりでなく、一般の商人からも相当の買入れをいたしてあります。それがたま／＼こういつた災害によりまして、まづた収入の道は断たれたというやうな現実からして、当然そのしわ寄せが市街地の、あるいは農村の商業者に集まつて来ている。その結果が相当額の売掛金の回収不能を生じておる。この問題は、もちろん冷害による農村救済は必要でありませうが、ことに国内の食糧事情からして、当然重点を置かねばならぬといふことは必定でありますけれども、一方冷害の農村に対する売掛金の未回収という問題以外に、今日のいわゆる政府のインフレ抑制策と相まつて、その他諸般の経済情勢から、金融難が当然この中小企業者におおいかぶさつて来ておる。この現実の上に立つて、さらに今申し上げました冷害による農村に

対する売掛金の回収不能ということ、相当にふえております。これらに對して、おそく中小企業金融公庫の融資の対象として、いわゆる短期の運転資金に重点を置かれていない方針であられたかもしませんが、この非常時に際して、中小企業金融公庫として非常態勢をとつて、これらの地方の中小企業者に対して、特別の融資をする方法はないか。さらにまた、これはむしろ大蔵省に聞かなければならないことですが、その場合における利子補給をするようなわけには行かないかどうか。一応總裁としての氣持を伺つておきたいと思ひます。

○坂口説明員 第一点の資金のわくのかめ方のお話でございますが、代理店ごとに長期資金の貸出しの能力というようなことを考える基準といたしまして、従来開業銀行の方の代理店をいたしておりましたものにつきましては、その当時の実績をも参酌いたし、その地方における中小商工業の様子、状態等をも参酌いたしまして、一応きめました。しかし何分にも資金の總量が少いために、各代理店ごとの資金の量は非常に少いのであります。しかしながら、先ほどもちよつとお話がありまして、たうに、年末も迫りますので、本年度の資金のうち大部分のものを、年末までの資金のわくの中に含めまして、これまで割当てましたものが約六十五億見当になつておりますし、たゞいま割当中のものを含めると、なお十六億ばかりふえますので、来年の一三の間には十億見当を残す程度にまで、全部割当を見なければなりません。しかし地方の代理店からの御要望、代理店に対する中小商工業者の資金の要望は

非常に多いので、地方によつては、代理店のわくの少いのは私も非常に遺憾に存じますが、資金のほとんど全部を、この十二月までに割当てておきたいというふうなわけでございます。

それから運転資金のお話でございます。御承知のようにこの公庫は、法律の建前が長期資金となつておりますので、運転資金につきましては、普通のもので大体短期のものが多くございまして、運転資金を長期に貸すというふうな意味をもちまして、最近から運転資金を貸し付けることにいたしました。この運転資金の出し方も——運転資金と申しては少し大げさ過ぎるのでありますが、むしろ小口長期運転資金と申した方が実態に合うのでございまして、資金の量から考えまして、大体一件百万円を最高にしたいというふうな考え方でございます。貸付けの對象は、さしあたりこういうふうに行きたいと思つております。一つは、資本構成を適正にするための必要な長期運転資金、むしろ長期資金とか自己資金でまかなうべきものが、短期の金でまわつてゐるために苦しいのを直してやる、こういう意味での長期運転資金というふうな考えでございます。従つて、これは業況が悪くて順調に行かなくて、滞貨がたまつてゐるといふのじやなくて、業況は普通であるけれども、本来ならば自己資金とか、あるいは長期の金でまかなうべき部分で、短期の金でまわつてゐるがために、経営が安定しない、運転資金というふうな意味でのもの。それから二は、これは従来も出しておつたので

すが、経営の合理化に伴う長期の増加

運転資金。それから第三には、事業の維持発展に必要な試験研究費とか、試作費、探鉱費というふうな、経営の改善に必要なもの。それから最後の四は、代理店だけに御判断願ふのは少しどうかという考えで、私どもの公庫と事前に協議をしてやるものの中として、企業の建直し資金、たとえば製作転換の資金とか、金融機関以外の高利債の整理資金、災害復旧、それから整理のための退職金とかいうふうな、事業の建直しの資金というものも出したいという考えでございます。しかしながら、先ほども申しました通り、資金の量が少いために、十分にまわらないといふことを考えまして、なるべく広く貸出しをいたしたいというので、一件最高百万円という制限を置いた次第であります。

○本名委員 長期資金に重点を置かれた考え方、いわゆる小口の運転資金にも相当の融資をなさうとするのは、まことにけつこうであります。今お話を伺つておると、端的に申しまして、その小口運転資金百万円までという限界は、これは非常に重要な言ひ方ですが、従来中小融資をしてゐた市中銀行の貸出しの肩がわりのために、運転資金の制度を設けられたのじやないか、運転資金を貸し出す制度をとられたのじやないかというふうな、皮肉な考え方もあるのではないかと、中小企業金融公庫の使命は、何といつても従来市中銀行の手に届かなかつた中小企業、あるいは国民金融公庫などの手の届かなかつた零細な企業者に融資されることに一つの大きなねらいがあつたので、どうもこの公庫の金がそういうふうなせつかく小口運転

資金にまで手を広げられたその親心が、逆に従来の市中金融機関を通じての肩がわり資金になりはしないか、このせつかくの公庫の使命が薄らぐのではないかと、いふに考えられると同時に、先ほど申し上げましたように、このたびの異常な金融難に際して、特に冷害による農家の——徴収不能までは至つておりませんが、要するに売りの固定したものに對する融資というものが、はたしてその百万円以内の小口運転資金の制度の上で十分活用されるかどうか。これらを公庫として、特に冷害に對する農村地帯の商業者に對して特別考へるといふ御指示をなさつて、中央でそれらに十分厚い融資ができるようになる御意思がないかどうか、特別な扱いをする氣持がないかどうか。それから融資利子下げの問題は、今ここで御答弁いただこうとはもちろん思つておりませんが、その氣持をどの程度に總裁は考へておられるか、それをお聞きしたい。

○坂口説明員 初めの金融機関の資金の肩がわりの点でございます。この点につきましては、今度の運転資金を出しますにつきては、従来の取引金融機関が従来通り引続き援助をするという条件にいたしておきます。従つて金融機関の肩がわりは認めないといふことではあります。引続き従来通り運転資金を出してもらわないと、出しただけそちらが減りましたのでは、私どもはせつかくわすかでも出すのに効果がないと思ふのであります。従来通り引続き従来の金融機関が援助するといふことを条件にして出したいと思へております。

それから冷害關係につきましては、東北方面の代理店からさういつて参りました。それにつきまして、さういふことを考へながらやつておりますが、必ずしもそれに十分とは行かないかと存じております。

それから利子下げの問題でございますが、水害につきましては、従来の九州のとき、今度の十三号台風、これにつきましては、政府の方針もありまして、六分五厘にいたしております。冷害につきましては、たゞいまのところまだ政府の方からの御指示もございません。私の方では一割になつておりますが、冷害の直接の關係じやないといふ出にくいんじゃないか。水害でつぶれたやつを復旧するといふのと違つたら、私もよつと今思ふに、さういふことはむづかしいんじゃないかという氣がいたしますが、なお研究いたしたいと思ひます。

○内藤委員 関連して……。坂口さんに一言お尋ねしたいのでございまして、今の問題に関連しまして代理店の問題でございます。代理店の設けられたところが非常に需要されるのであります。設けられないところは非常に信用度も薄い、ほとんど利用されません。信用金庫あたりも代理店にされておるようではあります。何か預金のことでも控へられておるようではあります。どうもあれが納得できないのであります。が、第二次、第三次、もう少し大幅にお設けなさるのであります。その点をひとつお漏らし願ひたいと思ふのであります。いい施設ができて喜んでおるのがあるが、はる／＼出かねなければならぬといふことは、さういふものに對しまして非常におつたことである。ついで／＼やめておつたこと

になり、それが早速こういう制度ができたことに對する怨嗟になるということがあります。これはたいへんだと思います。だから預金で棒を引くなどという画一的な命のないやり方は、これは坂口さんのなかへりつばな御人格者でわれ／＼は敬服しておりますが、そういうつまらぬことを考えられる必要はないのじやないかと思ひます。どうもこれは銀行局あたりからどうだとうだとおつしやるのを考えておられるのだ、と思ひますが、銀行局のおつしやることを聞かずに、あなたのお考えでどし／＼おやりなさつたらいいのじやないかと思ひます。その点ひとつお聞かせ願ひたい。

○坂口説明員 代理店でございまして、ただいま特に信用金庫について内藤さんのお話がございましたが、今度一番ふやしましたのは信用金庫でございまして、百六十八をふやしまして、従つて代理店は信用金庫が二百二十になり、非常に数が多くなりました。全体としてたゞいま代理店は三百六十二でございます。初め考えましたよりは、皆様のお話もありましたので、だん／＼にふえて参りまして、百六、七十だつたのでございまして、今のところ三百六十二にふえております。将来も、これでおしまひだということはないのでございまして、先ほどもちよつと申しましたように、資金の量が第四・四半期になりますとほとんどなくなりまして、これ以上またふやしますことは非常に困難を感じますが、決してこれ代理店の指定を打切るとは考えられておりません。

○内藤委員 そこで、代理店を設けたところはうまいぐいに行くのです

が、設けられないところは、どうもこういうありがたい施設を利用できないというところになりますので、非常に不公平だと思ひます。公平の原則から逸脱すると思ひます。その点はよくお考えいただきたいと思ひます。その点を念頭に置かずに、中小企業の実態をなげめながら、あるいはこの町に置かなければならぬ、置くことすればだれにやらせればいいのかということでおやりなさる方がいいのじやないか。

資金量の豊富などところは、正直に申しますとそれはいらぬところなのです。資金量の多いところは、そんなものに来てもらわなくていいところであつたところがあるような気がいたします。将来資金の量を棒を引つづつてきめるといふような愚かなことをおやめなさつて、ほんとうに地方の実態をなげめながら、これは輸血が必要、ここは必要ということでおやりなさいたいだくのがいいのじやないかと思ひます。どうかそういうことでひとつお願いしたいと思ひます。

○春日委員 関連して総裁にお伺ひしたいのでありますが、この公庫法は中小企業者の渴望のもとにつくられたのであります。ところがその後、中小企業金融機構の打開のために一向役立っていないという失望を中小企業者に与えておると思ひます。またそういう非難の声をたいへん強いのであります。九月十三日に開業されましたから今日まで、一体どういふやうなぐいにその仕事が進められておるか、九月、十月、十一月、さらに本会計年度が終りますまでの間において、どの程度の金

を出そうという資金計画にあるか、この機会にそれをお示し願ひたいと思ひます。

○坂口説明員 この九月の十一日に開店いたしました、初めの九月につきましては、資金をなるべく早く出したいという考えで、資金のわくをつくりまして、代理店の出される限り出したのであります。それからあと、これからは資金のわくをきめて出して行きたいと思ひますが、十月以降は資金のわくをきめて出して参ります。十月から十二月までの資金のわくを大体一部代理店については通知いたしましたし、最近に留保になりました他の新しいつけ加えます代理店に対する資金のわくも、近く決定いたしましたし、出します。そういたしますと、これまでに資金のわくを決定いたしましたものが六十五億でございます。これに十二億を加えて、全体で年度末までに六十七億の合計が七十七億見当になります。そういたしますと、それからあとの第四・四半期に對しましては、十億くらいしか残らないやうな関係で、年末までにほとんど大部分の資金を出すやうな関係になりました。実は当初は第四・四半期、来年に三十億くらいを残したいつもりで参りましたのですが、年末資金繰りの関係と、水害が起りました関係、十三号台風に對する七億の追加の割当をいたしました関係で、大体十二月までに資金の大部分を割当てるやうな結果になつたのでございまして、それで現在まで代理店の方で貸付を決定いたしました、私どもの方に言つて来ております額は約二十億でございます。そのうち資金が出ましたのが十二、三億でございます。残

りは、当初の九月分につきましては、一部基準にはまらないために三億程度のものが取下げになりましたので、現在私どもの手元には三、四億のものが来ておるやうな状況でございます。おそろく十月、十一月、十二月には、この私どもの方の割当てました資金のわくが、大部分使われるのではないかと、いふやうに考えております。

○春日委員 重ねて伺ひますが、甚間伝えるところによりまして、代理店であつた方へ申請をして決定されたもので、とりあえず資金はないから、代理店の手持ちの資金をもつて代理貸しをしておいてくれ、資金がついてからいざれあつて送るやうなことが示されておるやうでございます。従ひまして、代理店が融資をいたします場合においても、結局自分の手持ち資金を食ふやうなことになるやうなことで、勢い代理店がやういふ申請を取扱いうことを躊躇するやうな事態が多いということがいわれております。ただいまお話によりまして、すでにあなたの方には年内において大半を処理しようといふ、すでに八十億近いところの融資計画が立てられておるといふことであります。このことはただあなたの方の事務がまだなれていないという点も考へられるでございまして、しかしながら、すでに国の予算は通つておるのを与えた資金が、あなたの方によつて手当てできないために、やういふ貸出しがはばまれていたやうな事態が、もしありたいとしたならば、これはもつぱらあなたの方の事務的責任でありますから、どうかやういふことのないやうに、十分考慮を願ひたいと思

うのであります。それから次にお伺ひいたしたいことは、先般十月二十九日に本委員会に提出された資料によりまして、あなたの方自体のわくの中から、災害融資のために七億圓食われております。本公庫法は、当然これは災害融資のためにできた金融機関ではありません。従つてプラン以外の方向に処理されたところのこの資金は、当然補填をされなければならぬものと確信をいたして、この食された資金を、いかなる方法によつて補填する考えであるか、どういふ交渉をして参られたか、この交渉の経過並びにその見通しについてお伺ひをいたしたいと思ひます。

それからさらにこれに関連をいたしまして、西日本並びに紀和被害に對しまして、当然公庫が引継ぐであるやうないう前提のもとに、開発銀行の金が十一億ほしいというわくがつくられておる。實際的には八億近い金がやういふ方向に出されておるといわれておるのであります。一体この八億圓の金なるものは、あなたの方の手持ち資金であるところの九十五億圓の中から出されるべき性質のものであるか。それとも見返り資金なり開銀なりが今までして参りました中小企業融資、やがて返還されるやうなものを見越して、予定して、やういふこれは開発銀行の手持ちの金を出したものであるか。これに對して、あなたの方とやういふ交渉が行われて、いかなる妥結のもとにその金が出されたものであるか、この点をひとつお示し願ひたい。

○坂口説明員 災害資金の十三号台風の七億並びに九州の十一億五千万、

この資金につきましては、私どもも資金が非常に乏しいのでございます。政府に對しまして、この部分においては別に特別の資金を割当ててほしいという事は要望いたしておるのでございます。しかし急を要しますので、今度の七億につきましては、とにかく第四・四半期のわくを繰上げて使うことにはいたしておりますが、政府に對しては、引続きこの分を含めて資金の量はふやしてもらいたいという事を要望をいたしております。それについての私どもの見通しについては、まだはつきりいたさないでございませう。

○春日委員 第一問の答弁がない。

○坂口説明員 初めの方でございませうが、初めの方は、資金の配分が遅れるから、自分の金で立てかえてくれという事を言っているがというお話でございませうが、それは申し上げておけません。それを申しましたのは、開店の前でございます。一部の金融機関に對しましては、私どもの開店が遅れまして、九月中にしたい、九月の初めにしたいというときでございまして、そのときに、私どもが九月十一日開店でありましたために、緊密な連絡のあります一部の金融機関に對しましては、九月十一日に開店するのだから、その前に急に資金がいるようであれば立てかえてもらいたいということに申ししたのでございませうが、その後は向うから資金の要求がありましたら、すぐに送っております。そうして資金交付の予定日までは間違いなく送っております。立てかえておいてほしいという事は申し上げておけません。

○佐藤(勲)委員 ちよつと関連してお尋ねをいたしますが、実はこの中小企業金融公庫のことにつきましては、通産委員会と大蔵委員会が合同審査をやつたことは御承知の通りであります。ところがたゞ／＼十一大銀行を除くをしたということ、これはわれ／＼大蔵委員会は知らないのではありませんが、通産委員会はそういう附帯決議をつけてこの法案が通過いたしましたことは、御承知の通りであります。ところが私は愛知県の都部の方でございませうけれども、実際はいろいろな機関がありまして、東海銀行という銀行が非常に地方的に進出してございまして、金を借りるのにもぐあいがいいようなことになつております。こういう点について、その後どういふような処置をされておるのかいづれ同僚柴田君からいろいろ質問があるかと思ひますが、具体的な質問として、前の春日委員も同じ名古屋でございませうので、同じことではございませうが、その点について、どういふ処置をされるのか、またどういふふうになつておるのか、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○千葉委員 ちよつと、坂口總裁からお答えする前に、委員長といたしましてお答えいたしますが、本問題につきましては、たゞ／＼通産委員会にこの大蔵委員会の意のあるところを申し込んだ、その結果当分――当分という意味をこの臨時国会までを当分と解釈するということで、過般の通産委員会では一応その決定を見たわけでありませう。そこでその促進方を一昨日通産委員長の大西君に申し込んでおきました。ところが通産委員会におきましては、この委員会の終了まではそれをはつきりさせるといふ御返事をいただいております。なおこれは委員会だけ

の、委員長といたしまして通産委員会に對しての申出であります。そのほかに政府並びに中小企業金融公庫としておとりになつた処置はございませう。委員会といたしましては、大体近く妥結するであろう、こういうふうにか考へております。

○坂口説明員 ただいま委員長からお話のありましたように、通産委員会の方の御意向も聞きまして、さつそく十一大銀行に對しましては、代理店になつていただくような準備手続をただいまいたしております。従つてこちらの御意向がはつきりいたしますれば、すぐに代理店が開けるようになる準備は十分にいたしておるつもりでございませう。

○佐藤(勲)委員 実は通産委員会の方からも、そういう話を聞いたのであります。が、おそろく趣旨をいたしましては、今までの十一大銀行は、大体大きなものばかりに貸しておつて、中以下のものは貸さぬといふことになつて、こういうふうな条件をつけたと思ひますが、今度の金融公庫は、御承知のように中小を對象として、できる限り現在困つておる中小工業者、そういうものに貸すといふことが趣旨でございませう。われ／＼十一大銀行を敵にするわけではありませうけれども、趣旨はけつこうだ。しかし具体的にいつて来る、と、りくつと実際とはむずかしくなつて来る。中小企業金融公庫ができたのは、現在日本の中小工業者は非常に困つておる、現在の状況ではどうにもならぬという立場から、こういう法案が出たわけでありまして、その点についていづれあとで柴田君からも質問があるかと思ひますが、現実的にもう少し

金融機関を動員してでもいいから、一般に困つておる人にすぐに金を貸せるような方法をどういふようにとつておられるのか、またどういふようにとらねようとするのか、總裁のお考えを簡単にだけつこうですか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂口説明員 ちよつと御質問の意味がはつきりいたさないでございませうが、私どもはなるべく小さいものに行き渡るようにいたしますために、一つには三百万円から上のものと、三百万円以下のもので手数料をかねております。なるべく小さいものに行くように、その方が流れやすいのではないかと、いふふうに考へております。具体的には、そういう方法で小さいものに流れるように、また今度の運転資金につきましても、百万円以下という小口をねらつております。なるべく御趣旨に沿うようには考へておりますが、具体的にやつております措置はそのようなことであります。

○柴田委員 大分関連質問が本質問のようになりまして、大体坂口さんの御答弁を承つておりますと、御方針はわかるのであります。ただ私どもは、末端の金融機関の状況を見ますと、問題は金融機関それ自身が八割かの責任がある、こゝに聞いておりますが、これに大きな問題があると思つたのであります。地方の金融機関が八割の責任を負わなければならぬといふところに、融資の非常に不活発な原因が存在して、融資の非常に不活発な原因が存在して、こゝに考へております。割当の点等に対しては、いろいろな角度からわれ／＼は非常に懸念を持つておりますが、ただ要は、中小企業金融公庫の仕事の状況が、ほんとうに活発

になつておるのかどうか。なるほど最近各地方に理事さんを派遣されて、いろいろな説明会等を活発にやつておられて、中小企業の大衆がこれを非常に期待して、何百名あるいは何千名といふようにこの説明会に集まつて聞いておるのであります。それで何とか融資を願ひたいといつて、地方銀行に殺到しておるのであります。しかし地方銀行ではそれに対して、いろいろの制約を加えておる。今坂口さんの御説明を承りますと、運転資金に對しても、百万円までは考慮する、こういうお話ではございませうけれども、末端の金融機関の説明では、この運転資金等には、今度の場合には全然考慮を払わない。第一条件としては工業に主として、しかもその工業のうち、たとえば工場の改善であるとか、あるいは増強であるとか、こういう方面にだけ限つて融資の對象としておるやうにわれわれは聞いておりますが、今の御説明とは非常に食い違ひが現実に生じておる、こういう状態をどういふようにして――今の坂口さんの御説明のような方途をもつて、末端まで浸透させて融資を活発におやりになるのか。活発にと申しまして、百二十億のわくの中で、しかも二十何億かは前の復金の肩がわりでございませうから、百億そこそこの問題でございませうので、どんなに大膽をやつたといひましたとしても、大したことはないことはわかります。けれども、足りない資金の中からも、ほんとうに中小企業を中心といたしまして考慮を払つてもらわなければならぬと私は思ふのであります。それが現実の金融機関の状況はやはり自分のところを今まで融資の對象としておるものを

中心といたしまして、しかも信用のおけるものを中心とする、こういうことでありましたが、ほんとうに中小企業に対する対策というものはならぬと思うのであります。これらに對しまして、御方針を末端まで浸透させるために、どういう方法をもつてはかつてくださるかを承りたいと思ひます。

○坂口説明員 代理店の窓口の取扱ひの点でございますが、一つには資金の量の少いということが一番の元だと思ひます。代理店の資金のわくをきめておきますので、年末までに非常におりまさん私としては出したつもりでおりますけれども、代理店ごとに行きますと、非常に小さいものでございまして、その関係で期待が非常に大きくて申込みが多いにかかわらず、出します金が非常に少いという点があると思ひます。そのために、そういう御不満が地方にあることは承知してありますが、何分にも資金の量の問題がありますので、御了承を願ひたいと思ひます。

それから運転資金につきましては、これまでは設備資金以外のもは開店の当初認めませんでした。ごく最近に長期の小口運転資金を認めることになりましたので、これまでの代理店を申しておりましたのは、私どもの方針の通りなのでございまして、ごく最近に、この小口の長期の運転資金をやつてもいいように通知をいたしましたので、だん／＼代理店の方に浸透して参ると思ひます。

○柴田委員 今、八割までは地方の金融機関に責任がある、こういうことでございまして、反対に今度は手数料の面に参りますと、地方の取扱ひ代理店が四五%までの手数料をもらひ、こういうことになつておるうちに聞いておりますが、この比率は間違いございませんでしようか。

○坂口説明員 手数料は、ただいまの三百万円以下のものにつきましては、こういう手数料になつております。そして今責任分担の割合でございまして、八割と二割の分と、もう一つ、逆に、代理店が三割というのも乙方式として一応認めておるのでございまして、これはまだ私どもの方として調査する力を持つておりませんので、私どもの方で調査ができるようになりますれば、こちらの方にもやりたいと思つております。ただいまのところでは、まだごくわずかな人でやつておりますので、簡素な方法でやつております。私の方で調査能力を持ちませんので、ただいまのところは金融機関八割、公庫二割の責任の方をおもひやつておる次第でございまして。

○柴田委員 もう一つ伺いますことは、今後次の国会等では、もちろんこの予算の面で考えを持たなければならぬと思ひますが、たとえば商工中金がやつておりますような金融債というやうなことも、御考慮をなさつておるかどうかを伺ひたいと思ひます。

○坂口説明員 ただいまの法律では、金融債は出せないやうになつておりまして、全部政府の出資か、また政府からの借入金によるはかないのであります。なおそのほかに、政府からの借入金金の限度を予算で定められておりますので、金融債で資金を集めることは、私の公庫ではできないことになつております。

○柴田委員 そういたしますと、先ほどの御説明によりまして、年末で大体手持ちの資金をほとんど貸しつけてしまふ。そういたしまして十二、三億しか残らない、こういうことに現実の状況が進んで参りますと、その全部の予算をお出しになりますと、あとはほとんど開店休業という形をとらざるを得ないと思ひますが、そういう場合の措置をどうおとりになるつもりでございませうか。

○坂口説明員 それで私非常に苦慮いたしておるのでございまして、とにかく年末に資金がなくなるから、とりあえず今年末に重点を置いておりますが、それからは先は政府と十分相談いたしたいと思ひます。

○柴田委員 もう一つこまかい点になります。百億そこ／＼でございまして、地方銀行のちよつと気のきいた銀行はみなそのくらいに扱つておるので、そういう程度の扱い量でございまして、現在公庫の人員等はどれだけ予算を組んでおられるのでしょうか。

○坂口説明員 ただいま補正をお願いいたしておるのでございまして、当初に組まれましたのは五十名でございまして、このうちには自動車運転手、小使等も含めての五十名でございまして、あとはただいまのところは、ほかの金融機関の応援を多少求めまして、どうにかやつておるやうな始末でございまして、なお人員の増加につきましては、政府に對して補正をお願いいたしております。

○柴田委員 相当小口の金融をなさるといふことでございするならば、調査等にも相当人件費がかかるであらうといふことは想像されます。ただそういう場合にも、總裁以下幹部があまり多くて、そういう方面にたくさんの人件費をとらぬやうに御考慮を払つていただきたい。末端で借りのことのできないやうな一般中小企業者は、公庫といふやうなものができまして、またお役人をたくさんそこへ送つてやるのだ、こういう印象だけ強くさせますと、中小企業に對する施策といひましたし、将来非常にいけない印象を与えるのじやないか、こういうことをわれわれは考えるのであります。少い資金をめんどうして融資をなさるのでありますから、いろいろな考慮を払わなければならぬ、こう思ひます。それらに對しまして總裁がお考えを持つておられるかどうか、この点を最後に承りたいと思ひます。

○坂口説明員 御意見のやうなことを十分に考えながら運用して参りたいと思ひます。

○山本(勝)委員 大体はかの委員からいへ／＼な問題が出たと思ひますが、坂口總裁の耳に入つておるかどうかが聞きたいのですが、今度の中小企業金融公庫ができたときに、非常なふれ出しで、政府も中小企業者に対する重大な政策として説明しておるし、新聞にも出るし、解説書のようなものも出るといふ、非常な期待を持たれておつたので、すけれども、その後私どもの耳に入つて来るところでは、何にもならぬ、どういふ中小企業者の声が非常に入つて来る。それは總裁の耳にも入つておるでしようか、それを聞きたい。

○坂口説明員 よくそういう声は聞いております。

○山本(勝)委員 もちろん金額が百億といふのは、少い金額だといふこともありましようけれども、それだけでなしに、中小企業者に、やはりよかつたありがたいといふふうな感じを起させる方法を何かお考えつきでありましようか。

○坂口説明員 金額の点が一番おもしろい点になるのです。金額の少いといふ点が一番不満を多くしているのではないかと思ひますが、そのほかに、私の方に対して無理な資金、短期の運転資金を期待される人が非常に多い。その誤解を解くことが必要ではないかと思ひます。そのことが非常に多いのと、あとは資金の量の問題だといふやうに私ただいまのところでは考えております。

ないか。わけけるには、効果があつてこまかくするならば、なるべくこまかい方がいいのですが、あまりこまか過ぎて、今度はほこりのようになってしまつた。それから従来銀行と取引をして信用もある、永年の取引もあるというところへ結局行つてしまふのじやないかと思ふのですが、そうすると新しい、そういう取引のない連中は全然手がつかない。ですから初めから従来の取引市中銀行の資金のわくをふやしてやるのだというふれ込みならば、それは覚悟している。ところがそうではないに、こういうものが新しくできたというのですから、自分たちもこれで潤おうと思つたものが、期待はずれになつた。ですから申込みは殺到しておるといふことを聞いておるのですけれども、しかし結局受託金庫の方では、地方では上の方へ行つてはねられるのだから、もうだめですというので、書類だけは机の上へ積んでおくと、初めから書類を受付けたつてだめですといつて受付けないところもある。ですから、そこはひとつ六十億をこの年度末までに出すという計画、これは割付でありましようが、実際に今までに出されたところも検討していただいて、二十何億は出ておるといふお話ですが、その二十何億というものがどういう層に行つておるかということもよく研究してもらいたい、それから六十五億といひましても、おそらく実際はそれだけ貸し出しできないのじやないかと私は思ひます。ことに年末なんといふことになつて来ると、年末の金に詰まつてやつて来ると混線して来ますから、やたらになおさら簡単には貸せないということになつて、実際問題

としては、かえつて金が余つて来るのではないかといふふうにする私は思ひます。ですから一応出発して、そういう計画でやられたのですけれども、ひとつ実績をよく検討していただきたい。そうして中小企業者にとつては地域的にも重大な問題であると思ひます。ただあまり一箇所に固まつてしまつてもいけないが、そうかといつて全国的にやつても涙のようになつてしまふのであります。全国どこかで一人か二人ぐらひはありがたかつたという声となつて出て来るはずで、一人でもそういう声がある、全然無効ではなかつたといふことになりまうが、もしどこに聞いてもあんなものはつまらぬと言われれば、せつかく總裁が公庫へ乗り出して行かれても、困つた結果になつた。つまり國家の意圖とも違ひ、また中小企業者の期待もまつた、裏切られるといふことになりはしないか。いづれ来年度は資金のわくもふえろと思ひますけれども、しかし実際にやつた結果を検討してほしい。これをこれまで銀行と取引をしていないもの、あるいはただ相互銀行とか、金融公庫とか、小さいところのみ取引しておつたところでも、中には実際に考えていいものもあるのだ、その辺もよく検討してもらいたいと思ひます。

○坂口説明員 御趣意によりまして、実績を十分に検討したいと思ひます。

○春日委員 私の質問は、佐藤君に先に立たれて途中でやめたのですが、この機会に明確にいたしておきたいことは、ただいま御指摘がありましたように、看板倒れだ、つまり大蛇を見せるといつて中へ入つたら、青大将一匹しか

かゝつたといふようなことで、みんながまつた期待はずれの思ひの中にある。これはいふまでもない事実ですが、そこでわれわれは、とにかく既存のわくは確保しなければならぬ。従つてただいまあとの御答弁によりまして、災害融資のための七億、それから開銀が出した十一億五千万のわくをいかに補填するかといふことは、政府と交渉中だが、なおめどが立つていない、こういうことです。こういうばか

るに中小企業者に対しては何らそういう特別の措置が講じられてはいない。のみならず、すでに国会において議決されておるところの予算を、国民金融公庫において十六億、さらにあなたのこの公庫において二十億近くを食ふされておるといふことは、これはわれわれとして看過すべきでないと思ふ。しかしながら、あなたが交渉して金を出したのだから、あなたが交渉してその金をとりもどされてはどうであるかと思ふ。政府と交渉してなお見通しが立たぬといふようなことは許されぬと思ふ。そこで私は、あなたにはつきり申し上げたいことは、いさゝか交渉しておるがめどが立たぬと言われるけれども、そのことは、あなたが政府に購着されたか、あなたの政治力が足らないか、あるいはあなたの熱意が足らないか、いづれかでなければならぬ。いづれにしてもあなたの責任に帰属する問題です。それで私は、この数日間の国会が開かれております間に、とにかく法律にきめてないところの金の貸出しをあなたが承認した、その責任者として当然還する責任があると思ふので、その交渉をして、そうして次の委員会においてそのてんまつを明らかにいたされたい。あなたがそういうようなことができないとするならば、私どもはこの法律に基いて、法律の規定していないところに支出をしたところのあなたの責任を問わなければならぬと思ひます。この点をひとつ明確にいたされたいと思ひます。

それから私は、もう一つ重ねてお伺いをいたしたいことは、今回中小企業者も大なり小なり風水害によつて相当の被害を受けております。従つてこれ

は何らかの救済を必要といたしておられますけれども、今申し述べた通り、何ら予算措置は講じられておりません。従つてこれは第二次補正なり、あるいは次の通常国会において、年度内において何らかの資金措置、融資のための財源措置を講じてもらなければならぬと思ひますので、これから年末も差迫つており、やはり期末融資といふことも当然例年のことでありまして、考えられなければなりません。幸いあなたの公庫は、法律によつて政府の金を借入れることができるのでありますから、とにかくにもそういうような方法を講ずることによつて、これはただ単に七億と十一億五千万の資金の補填にとどまらず、さらに一歩進んで、とにかくそういう資金をふやすことのための強力なる交渉を、ひとつ政府との間に行つていただきたいことを強く要望いたします。

なお重ねて申しますが、七億と十一億五千万に対する補填について、すみやかに御交渉いただいて、四日なり五日なりに開かれます本委員会において、その最終的な経過をひとつ御報告をなさることをお願いいたします。

それから、問題は別であります。委員長にこの機会にお願いをいたしておきますが、第十六国会の本委員会におきまして、例の食糧官價がトンネル会社をつくつて、そこでトンネル利潤を収めておる問題について、予算決算會計例によると、そういうトンネル会社ができなければ、不良米を同じ政府部内であるところの通産省のアルコー工場に移動せしめることができない。こういうことで年間國民が大きな損害を受けておる。これはひとつすみ

やかに法律の改正を行つて、そういう不正と思われような利潤が所得せしめ得られないような法律的処置を講じる、こういうことを強く政府に要請いたしておきました、その改正法律案は出て参つておりません。委員長を通じて、食糧庁長官並びに通産省に対して、この問題はどうかうぐあいに処理されつつあるか、この臨時国会の開かれております期間のうちにおいて、その経過と見通しについてあわせて御報告をお願いします。

○千葉委員長 さようとりはからいます。福田繁芳君。

○福田(繁)委員 私はせつかくきよう坂口總裁がお見えになつておりますので、この法案に關して相当具体的問題について御質問がございましたが、私は先ほどから待機しておつたのであります、もうすでに時間が相当切迫しておりますし、なおかつ同僚数名の諸君からの御質問に対する總裁の御答弁で、やや一部分はわかつた、しかしながら非常に困つたことに、同僚議員諸君の御意見の中にも、ただいまの總裁の御答弁の中にもあつたように、この法案を審議してそも／＼これをつくつた大蔵委員のわれ／＼として、非常に心外にたえない点が多々あるのです。少くともこれはわれ／＼大蔵委員としても、相当特別の責任があると思ふ。しかし今からでもおそくないんだから、ことに今までは、先回の委員会にも問題になつたように、一歩外へ出れば、中小企業は非常に金詰まりで困つておる。ことに最悪の場合には、年末にはゆゆしき問題が惹起するのではなからうかといふこともわれ／＼大蔵委員として懸念いたしておる、そこへ持

つて来て、總裁のお言葉によると、どうしても資金の総額においてもう少し考えなければ、せつかく仏をつくつても魂を入れることができないという結果になることもわれ／＼同感なんです。

〔委員長退席、坊委員長代理着席〕
そうすると、通常予算に伴うところのこの予算的措置という問題もある。そういう関係もあるから、ぜひとも委員長に懇請いたしておきたいのは、可及的すみやかに再度委員会にこの法案のみを一部取上げてもらつて、そうして今からせつかく總裁初め新しく発足したところの諸君の苦心も、外、国民中小企業者のほんとうに渴望いたしておるところを満すくらいに要望を、十分に審議して完備いたしたいと思ふのです。そうでありますから、明日は休みとするならば、明後日かその翌日でもけつこうだから、中小企業金融公庫法案に關する委員会をせむきも開いてもらいたい。同時にそれまでに、先ほどから問題になつております大体七十七億ほどの年内に対する融資計画が立つておられるというのだから、その七十七億に對するところの代理店の約三百五、六十箇所ですか、それに対する割当一覧表といひますか、それをもひとつ参考資料として出してもらいたい。それからもう一つは、九月十一日に発足されたというお話でありましたが、その後相當な申込者があるわけですが、給付の済んだものもあるわけですが、これがどういふ層のもので、どういう率になつてゐるか。どういふ申込者で、どういふ層に對して貸し付けたかといふ具体的な資料を出してもらいたい。先ほどのお話にもあつたごとく

に、あるいは相互銀行だとか、信用金庫などは、自分たちの取引あるもの以外は全然窓口も受け付けない。受付けてもその書類は机上に置いてあつて、事實上事務的動作ができていない。こういうことでは、一体何のために中小企業金庫といふものをつくつたのか、意味をなさない結果になつてゐるのか、このとき風評さえもある。事実さうなことはなからうと思ふが、そういうことも真剣にわれ／＼調査して、年末まであと一箇月ないし四十日あるのだから、一刻も早く正しいところの、本法案の趣旨に沿うような操作をしてもらいたい。またそれが来年度の予算的措置において増額をせしめるところの一つの導火線にもなるのだから。先ほど同僚委員と總裁とのお話のようなことは、笑いごとでは聞いておれない。それを取上げる意味合いにおいて、可及的すみやかにこの法案に關するところの委員会をせむきもやるように、委員長にやつてもらつと同時に、資料の御要求をしておきますから、よろしくひとつお願いいたします。

○坊委員長代理 ただいまの福田君の御発言、さようにとりはからいます。質疑はもうこれでありませんか。

○坊委員長代理 二、三皆様にお諮り申したいことがございます。理事の辞任、補欠選任の件についてお諮りいたします。本日理事辞任の申出がありました。宇都宮徳馬君の理事辞任を許可し、その補欠として浅香忠雄君を理事に指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○坊委員長代理 〔異議なしと稱する者あり〕

○坊委員長代理 御異議なきものと認めます。宇都宮君の理事辞任の申出を許可することといたしまして、その補欠として浅香君を理事に指名いたします。

午後零時四十五分散会

昭和二十八年十一月六日印刷

昭和二十八年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局